

## 柏市意見表明等支援事業業務委託仕様書

### 1 件名

柏市意見表明等支援事業業務委託

### 2 事業目的

当該事業は、（仮称）柏市こども・若者相談センター内に設置する柏市一時保護施設等（以下「一時保護施設」という。）を対象に、こどもの意見表明を支援するため、こどもの福祉に関する知識又は経験を有する第三者（意見表明等支援員）（以下「支援員」という。）を定期的に派遣することにより、入所しているこどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもの意見表明を支援し、もってこどもの権利擁護を推進することを目的として実施する。

### 3 委託期間

令和9年1月4日から令和10年3月31日まで

### 4 履行場所

#### (1) 意見表明等支援

一時保護施設：柏市十余二313番地の610

#### (2) 事務局の運営等

受託者の事務所

### 5 契約方法

総価契約とする。

### 6 検査及び支払方法

(1) 令和8年度は、年度末に履行検査を行い、履行検査完了後、適法な請求書に基づき30日以内に委託料を支払う。

(2) 令和9年度からの支払いは四半期ごととし、四半期ごとの履行検査完了後、適法な請求書に基づき30日以内に委託料を支払う。

## 7 訪問先及び訪問回数

- (1) 一時保護施設 週 1 回以上
- (2) 臨時の訪問 年 1 0 回以内

実施時間については、柏市と協議の上、決定するものとする。

## 8 事業の対象

一時保護施設に入所又は委託中のこどものうち、希望があった者とする。

一時保護施設：定員 2 5 名（男子 1 0 名・女子 1 0 名・幼児 5 名）

## 9 業務の内容

本委託業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（令和 5 年 1 2 月 2 6 日付こ支虐第 2 2 4 号こども家庭庁支援局長通知）（以下「ガイドライン等」という。）に基づき実施すること。

### (1) 訪問による意見表明等支援

#### ア 柏市との連絡調整

一時保護施設を訪問して意見表明等支援を実施するに当たり、受託者は柏市と協議しながら事前に調整のための会議を開催する等により、職員に事業の趣旨を説明するとともに、実施方法（訪問の日時、こどもの意見を把握する方法、職員への伝達方法、こどもの意見を踏まえた検討結果のこどもへのフィードバック方法、こども等からの要請に基づく活動の実施方法等）について調整する。また、柏市と連携し、訪問日程及び対象こどもの調整を行う。なお、こどもが支援員の訪問日以外に自身の意見を表明したいなどの申出があった場合、柏市と協議の上、臨時訪問を実施するための調整を行うこと。

#### イ 意見表明についてのこどもへの説明

意見表明等支援を行うに当たり、意見表明権を含む権利及び本事業の趣旨等をこどもに説明する。なお、説明方法につ

いては，集団又は個別に対面で説明するほか，動画や紙媒体等によるものとする。

#### ウ 意見表明支援

週1回以上，一時保護施設に支援員を派遣し，こどもとの信頼関係の構築，こどもへの権利啓発，こどもの意見の傾聴，こどもの意見形成支援・意見表明支援及びこどもの意見の代弁等を行うこと。なお，意見表明支援を実施する際は，経験者を含む複数名の体制を基本とするが，実際の対応人数や環境については，こども本人の希望（1対1等）や心理的な状況を十分に踏まえ，最も意見を表明しやすい方法へと柔軟に調整すること。

また，可能な限り以下のことについての意見表明支援を行うこと。

(ア) 日常生活や職員の指導等に関すること

(イ) 現在及び今後の措置等に関すること

#### エ 記録表の作成

意見表明を行ったこどもごとに記録表を作成する。なお，記録表の様式については，柏市と協力の上作成すること。

#### オ 柏市へのフィードバック

こどもの意見については，こどもの了解を得た上で，適宜適切な時期に柏市へ伝達すること。

また，伝達した意見に関する一時保護施設等の対応状況について，必要に応じて確認を行うこと。

なお，こどもからの意見の内容等により，被措置児童等虐待が疑われる場合やこどもの生命・身体に重大な危険が及ぶおそれがある場合は，速やかに柏市に報告すること。

#### カ 事業拡大の検討及び準備

里親等への事業拡大の検討及び説明等の準備を行う。

#### (2) 支援員の養成

柏市と協議し，支援員の養成研修及びフォローアップ研修の運営を行い，支援員の確保及び資質の向上に努める。

#### (3) 啓発・広報の実施

ア こどもの権利や権利擁護に係る取組に関するパンフレッ

ト等をこども，施設等関係者に提供すること。

イ 児童相談所職員等への研修

柏市と協力し，本事業の趣旨や実施方法等への理解醸成を目的とした研修を行う。

(4) 児童福祉審議会への意見表明等支援

こども本人が処遇等について，自ら（仮称）柏市児童福祉審議会権利擁護部会申立てを行う場合，必要に応じて意見表明等を支援する。

(5) 柏市への報告等

ア 毎月の事業実施状況について，事業実施報告書を作成し提出すること。

イ 年度終了後，事業実績報告書を作成し提出すること。

ウ 本事業に係る活動記録・支援記録等を作成し，適切に保管するとともに，柏市が必要と認めたときはこれを提出すること。

エ 事業実施報告書，事業実績報告書の様式等については柏市と事前に協議の上，決定すること。

オ 今後，柏市が行う本事業の評価・検証の取組にも積極的に協力すること。

## 1 0 事業の実施体制

(1) 事務局

配置場所は受託者の事業所とする。

(2) 人員体制

ア 責任者 1名以上

受託者は，事業を円滑かつ確実に運営するため，契約の締結の後，速やかに委託業務における責任者を指定し，柏市に報告すること。

イ 支援員 2名以上

児童相談所等において，措置児童の処遇決定に関与する立場にないこと。ガイドライン等に準じた研修を修了している，又は速やかに修了すること。

ウ 事務担当者 1名以上

柏市との日程調整，記録表の取りまとめ等を行う事務担当者  
者を配置する。

エ スーパーバイザー 1 名以上

意見表明支援等の十分な経験がある者又は高い専門性を有する者を配置し，支援員の相談に応じるとともに，支援員の指導，教育を行うこと。

## 1 1 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は，本事業の実施に当たり，以下の事項を遵守しなければならない。

### (1) 守秘義務の徹底

受託者及び本事業に従事する全ての者は，児童福祉法第34条の7の2第5項に基づき，業務上知り得た秘密を漏らしてはならない（退職後も同様とする。）。関係機関から得た情報についても同様に厳重に守秘すること。

### (2) こどもへの確認と通告義務等の例外対応

支援員は，面談時に「何を関係機関に伝え，何を秘密にするか」をこどもに確認すること。ただし，児童虐待の疑い（児童虐待の防止等に関する法律第6条）や生命・心身への危害のおそれがある場合は守秘義務の例外とし，こどもに理由を誠実に説明した上で，速やかに児童相談所等へ通告しなければならない。

### (3) 個人情報・記録の適切な管理

面談内容や支援の経過に関する記録を適切に作成し，個人情報の漏えいや紛失等を防ぐため，厳重に管理・保管する体制を整備すること。

### (4) 情報収集範囲の限定

支援に先立ち児童相談所等からこどもに関する情報を得る場合は，こどもから適切に意見を聴くために必要な範囲にとどめること。

## 1 2 事業の再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。た

だし、委託業務の一部について再委託を行う場合、あらかじめ書面により柏市の承諾を得た場合はこの限りではない。

### 1 3 業務計画書及び効果検証，報告書の提出，定例会の開催

#### (1) 業務計画書及び効果検証

令和 9 年 1 月 2 5 日（月）までに、「9 業務の内容」の詳細を企画・立案し，その実施計画を柏市へ提出すること。なお，実施計画は本業務委託プロポーザル時の提案内容を基に，柏市と協議して策定すること。

また，毎年度末に委託業務の効果について検証を行うこと。その検証を基に今後の課題や方針等について，柏市と協議し，次年度以降の業務計画書に反映すること。

#### (2) 報告書の提出及び定例会の開催

「9 業務の内容」の実施状況について，当月分の月次報告書を，翌月 1 0 日までに提出するとともに定例会を毎月 1 回行うこと。また，年度の業務報告書を指定の期日までに柏市へ提出すること。

#### (3) 業務完了時の記録等の取扱い

委託期間の満了又は契約の解除等により業務が終了した際は，本事業において作成・取得した個人情報を含む全ての記録（紙媒体及び電子データ）について，柏市の指示に従い速やかに柏市へ返還するか，復元不可能な方法で破棄の上，破棄証明書を提出すること。

### 1 4 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については，柏市と受託者の協議により決定するものとする。

### 1 5 契約担当部署

#### (1) 担当部署

柏市こども部こども相談センター

柏市こども部こども政策課

(2) 連絡先

〒 2 7 7 - 0 0 0 4    柏市柏下 6 5 - 1 ウェルネス柏 4 階

電 話       : 0 4 - 7 1 2 8 - 5 2 9 0 (直通)

メー ル      : [propo-kdms@city.kashiwa.chiba.jp](mailto:propo-kdms@city.kashiwa.chiba.jp)